

「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範」
Code of Conduct to Protect Children from Sexual Exploitation in Travel and Tourism
(コードプロジェクト)

概要と運用事例

日本語版

2005年6月
コードプロジェクト推進協議会

日本語版について

本書は、「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範(Code of Conduct to Protect Children from Sexual Exploitation in Travel and Tourism)」(コードプロジェクト)の運用と、より多くの企業、団体のプロジェクトへの参加を促す為に、2004年、同プロジェクトの国際運営委員会事務局が英語で作成したものを、事務局の許諾の下、コードプロジェクト推進協議会が日本語に翻訳したものです。

本書で使われているプロジェクト参加企業数などの数字については、オリジナル(英語)版で使用されていたものをそのまま表記しております。したがって、2005年3月14日のプロジェクト日本発足以降参加された日本の企業・団体の数等は反映されておられません。また、オリジナル版では説明不足と思われた部分については、一部補足を加え()にて、その旨を明記いたしました。

2005年6月22日

コードプロジェクト推進協議会

(社) 日本旅行業協会
(社) 日本海外ツアーオペレーター協会
(株) ジェイティービー
(株) ジャパングレイス
(株) ジャルパック
ECPAT/ストップ子ども買春の会
(財) 日本ユニセフ協会

謝辞

本冊子の出版にあたり、国際ECPAT(子ども買春・子どもポルノ・性目的の子どもの人身売買根絶国際運動)、国際青年旅行団体連盟、持続可能な観光業発展のためのツアー・オペレーター・イニシアチブ、スコール・インターナショナル、ECPATスウェーデンからの資金援助と、世界観光機関(WTO)の多岐にわたる支援に対し、心より感謝いたします。

Copyright © 2004

子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範

www.thecode.org

子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範

概要と運用事例

編集: Camelia Tepelus

ISBN 92-844-0700-1

発行元: 子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範

(世界観光機関の支援のもと、Graforamaにて)

一般免責条項

本書の無断転載・複製はお断りいたします。

転載をご希望の場合はecpatsecretariat@world-tourism.orgまでご連絡ください。

はじめに

国際観光業の急速な成長は、観光地に経済的な好景気をもたらしています。しかし社会的・文化的には好ましくない影響を及ぼすこともあり、とくに買春観光による搾取が問題となってきました。

子ども買春をする旅行者は子どもを性的に搾取する人々の中のごく少数だと言われています。しかしながら世界観光機関は、ECPATなどの国際組織や民間の観光関連企業と協力し、このような現象を防止し根絶するためにさまざまな活動をおこなっています。

観光における子どもの性的搾取の問題には、観光客を受け入れる側、送り出す側を問わず、世界のすべての国が関係しています。

世界観光機関の加盟国は、子どもの買春に断固として反対する立場から、「組織的買春観光の防止に関する世界観光機関声明（1995年）」、「世界観光倫理コード（1999年）」を満場一致で採択しました。後者は観光業の責任および観光業の持続可能な発展についての国際的な枠組みです。これが採択されたことで、観光業関係者は、この枠組みを利用して子ども買春問題に対処できるようになりました。倫理コードの実施状況は、最近設けられた世界観光倫理委員会によって監視されています。

2000年末、世界観光機関と欧州連合（EU）は、“**観光業における子どもの性的搾取に反対する国際キャンペーン**”の関連事業に共同で資金を提供することを決め、一般に「子ども買春観光」という用語で知られる数々の問題に取り組んできました。このキャンペーンでは、これまでも民間の観光関連企業（ツアー・オペレーター、航空会社、旅行者、ホテルなど）が主導的な役割を果たしてきましたが、ひきつづきリーダーシップを発揮することが求められています。

本冊子は、ECPATによって提唱された「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範」が、世界16カ国以上、45を超える企業や旅行者及びホテル・チェーンで実施されるようになった経緯をまとめたものです。観光における子どもの性的搾取を防ぎ、その悪影響から観光業を守るため、企業の方針決定・人材訓練・顧客への関連情報の提供などをどう行うかについて、さまざまな運用事例も紹介しています。

世界観光機関はここに、観光業に関わるすべての方（政府、観光事業観光業者、教育センター、世界各国の市民社会の代表者）に対し、この「行動倫理規範」をツールとして使うことで社会的に責任ある持続可能な観光業の発展を支援し、世界のあらゆる地域社会の暮らしと福祉を改善することを呼びかけます。

世界観光機関
事務局長フランチェスコ・フランジアリ

要約

「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範」(the Code, コードプロジェクト)は、民間の観光企業、子どもの権利 NGO である ECPAT (及びユニセフ、世界観光機関等のパートナー)との共同プロジェクトであり、観光地での子どもの性的搾取を防止することを目的としています。

このプロジェクトに参加するツアー・オペレーターと企業・団体、旅行者、ホテル、航空会社は、次の項目を実施する責任を負います。

1. 子どもの商業的性的搾取に反対する企業としての倫理規定や方針を確立する
2. 出発地および目的地の両国内の従業員を教育・訓練する
3. 供給業者(旅行目的地の旅行者等)と結ぶ契約のなかに、契約両者が協力して子どもの性的搾取を拒否することを記した条項を導入する
4. カタログ、パンフレット、航空機内映像、航空券、ホームページなどを通じ、旅行者に関連情報を提供する
5. 旅行目的地の現地有力者に関連情報を提供する
6. 年次報告を行う

本規範は 1998 年 4 月、ECPAT スウェーデンがスカンジナビアの旅行者や世界観光機関の協力を得て発案したものです。2000 年以降は、主に欧州委員会 (EC) や欧州 ECPAT のパートナーから資金提供を、世界観光機関および観光産業から後方支援を受けて拡大・発展してきました。

本規範は (2004 年 3 月現在) 世界の 40 以上の企業、ツアー・オペレーター、旅行者、観光事業組合、その他の傘下団体および観光業従事者の組合などで実施されています。

- ・ 13 カ国、40 以上の旅行者 (持続可能な観光業発展のためのツアー・オペレーター・イニシアチブのメンバーを含む)
- ・ 3 つのホテルチェーン

世界 16 カ国以上のさまざまな場所において、本規範が影響を及ぼす旅行者の数は、2003 年には 3 千万人に達したと見込まれます。本規範は 2003 年 12 月、英国航空の“大規模観光業部門・明日に向かっての観光業賞 (British Airways Tourism for Tomorrow Award in the Large Scale Tourism)”を受賞しました。

詳細は以下のウェブサイトを参照してください。

www.thecode.org

www.ecpat.net

www.world-tourism.org/protect_children/index.htm

本規範が国際的に広く実施されるために支援を行っているのが運営委員会 (Steering Committee) です。運営委員会は世界観光機関、国際 ECPAT、国際刑事警察機構、国際ホテル・レストラン協会、タイ政府観光庁、ブラジル政府観光局 (EMBRATUR)、持続可能な観光業発展のためのツアー・オペレーター・イニシアチブ、国際青年旅行団体連盟、日本ユニセフ協会によって構成されています。(2004 年 3 月現在)

目次

要約 目次

I. 本規範形成（コードプロジェクト発足）の経緯

1. 子どもの商業的性的搾取とは
2. ECPAT（子ども買春・子どもポルノ・性目的の子どもの人身売買根絶国際運動）
3. 子どもの商業的性的搾取に反対するストックホルム世界会議
4. 「子どもの権利条約」
5. 世界観光機関（World Tourism Organization）
6. 観光産業
7. 欧州委員会（The European Commission）
8. 行動倫理

II. 旅行・観光業界のための行動倫理規範（コードプロジェクトの概要）

1. 旅行者のための行動倫理規範
2. 「行動倫理規範」（コードプロジェクト）の6つの基準
3. 「行動倫理規範」（コードプロジェクト）参加の手順

III. 「行動倫理規範」署名（コードプロジェクトへの参加）の方法

IV. 運用事例

1. 子どもの性的搾取に反対する企業倫理規定・方針の確立
 - 1.1 Fritidsresor グループの持続可能な観光に関する方針（TUI Nordic）
 - 1.2 Aurinkomatkat-Suntours Ltd の持続可能な観光に関する方針
 - 1.3 MyTravel Northern Europe の子どもの商業的性的搾取に反対する企業方針
2. 出発地・目的地の両国内の従業員に対する教育・訓練
 - 2.1 レッスン・プランーTUI Thomson と英国 ECPAT の事例
3. 供給業者(旅行目的地旅行業者等)と結ぶ契約への子どもの性的搾取を拒否する条項の導入
 - 3.1 デンマーク Kuoni (Alletiders と Apollo) の事例
 - 3.2 フィンランド Aurinkomatkat – Suntours Ltd. の事例
 - 3.3 MyTravel Northern Europe の事例
 - 3.4 Fritidsresor Group/TUI Nordic の事例
 - 3.5 イギリス TUI Thomson の事例
4. カタログ、ポスター、パンフレット、航空券、航空機内映像、荷物タグ、ホームページなどを使った旅行者への情報提供
 - 4.1 TUI Nordic のポスター
 - 4.2 Accor Hotels Asia のポスター
 - 4.3 タイ政府観光庁のパンフレット
 - 4.4 MyTravel Northern Europe のホテル・バインダーとビジターズブック
 - 4.5 MyTravel Northern Europe のホテル・バインダーとビジターズブック
 - 4.6 コスタリカ：レンタカーおよび旅行業者から提供される情報

4.7 イギリス TUI Thomson のビジターズブック掲載情報

5. 旅行目的地の現地有力者への情報提供

5.1 ドミニカ共和国：サントドミンゴ空港における情報

6. 年次報告

V. 付表

1. 参加企業
2. 用語の定義
3. 参考文献

VI. 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
(日本語版のみの掲載)

I. 本規範形成（コードプロジェクト発足）の経緯

1. 子どもの商業的性的搾取とは

世界のいたるところで、子どもたちは商業的性的搾取の対象となっています。子どもの性取引は地球規模で行われており、需要の増加に伴い供給も増えています。また子どもの商業的性的搾取は、それに対する政府の無関心や“見て見ぬ振り”によって、公然と行われていることが多いのが現状です。

1990 代の初頭から世界各地で、子どもの性交渉が問題になってきました。1988 年にユニセフは、世界で年間 **200 万人以上**の子どもたちが商業的性的行為を強要されているという推計を発表しました。このような搾取はあらゆる国で行われていますが、特に東南アジア・中南米・アフリカ・東欧諸国で問題になっています。一方、西欧諸国がその最大の需要地域となっており、大きな責任を負っています。

1990 年には世界全体で、子どもを使ったポルノ映画 2 億 5 千万本が販売・貸し出しされたと推定されています。インターネット上でこうした映像が公開されるようになったのは比較的最近のことですが、子どもポルノへのアクセスが容易で、子どもを利用した性産業を宣伝するための手軽な媒体となっています（ECPAT スウェーデン『ファクトシートー毎年何百万人もの子どもたちが売買されている』より）。

2. ECPAT（子ども買春・子どもポルノ・性目的の子どもの人身売買根絶国際運動）

1990 年、東南アジア諸国のソーシャルワーカーらが中心となり、ECPAT の名のもとに非営利のキャンペーンが始まりました。2004 年現在、ECPAT は 61（ホームページ上では 65）カ国の代表から構成される国際的な組織に成長しています。

ECPAT の主な目標は、子どもの商業的性的搾取と闘うことです。世界の関心をこの問題に集めるとともに、子どもの権利について広報活動を行い、子どもの性的売買に対抗する効果的な行動を実施しています（以下の「子どもの商業的性的搾取に反対するストックホルム世界会議」参照）。

3. 子どもの商業的性的搾取に反対するストックホルム世界会議

国際 ECPAT の呼びかけによって 1996 年 8 月、ストックホルムで第 1 回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議が開催されました。この会議は、子どもの商業的性的搾取の問題がはじめて国際的なレベルで話し合われた点で、画期的なものでした。会議には 122 カ国の代表が出席し、満場一致で宣言と行動計画が採択されました。

行動計画は総合的な準備作業を経て作成されました。さまざまな問題を多様な側面から言及した 9 つのレポートが発表されましたが、これらのレポートと行動計画は「子どもの権利条約」を基礎としたものです。

会議に参加した 122 の国々は、行動計画の採択後、未成年者のあらゆる商業的性的搾取に反対する活動に取り組んできました。行動計画には協力、予防活動、保護、社会復帰、青少年の参加などの分野が含まれています。

行動計画は、子どもの商業的性的搾取を根絶するために次のことを提案しています。

- ・ 各国間および社会のさまざまな分野間で協力する
 - ・ 観光産業および民間企業を動員し、その施設やネットワークが子どもの性的売買に利用されないようにする
 - ・ 子どもの商業的性的搾取を犯罪とみなす
 - ・ 子どもの性的売買に反対する法律、計画、プログラムなどの確立、実施にむけて行動する
 - ・ 警察内に特別な部署を設ける
 - ・ 子どもの社会復帰およびリハビリを支援する
 - ・ 予防策として教育と情報を利用する
- (子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議・宣言と行動計画、ストックホルム、1996年8月)

観光産業は世界のほぼ全ての主要都市で活動し、広範かつ重要なネットワークを持っているため、観光旅行者だけでなく子ども買春を目的とする旅行者にも、結果的に交通手段や宿泊施設、サービスなどを提供しています。

子どもの性的売買の多くは現地の人間への斡旋という形で行われていますが、先進国から開発途上国へ出かける外国人旅行者が、現地の子どもの女性を対象に買春を行っているのも大変目に付きます。

観光産業分野で働く人々は、子どもの商業的性的搾取を監視し、この問題についての関心を高め、報告を行うことができる立場にいます。

4. 「子どもの権利条約」

1989年以來、191カ国が「子どもの権利条約」を採択しました。この条約は子どもを守るための54条から成り、“児童に関するすべての措置をとるにあたっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。”（「子ども権利条約」第3条）とあるように、その基本理念は子どもの幸せです。またいくつかの条項には、子どもを商業的性的搾取から守る方法が明記されており、特に第34条・35条・36条・37条がそれにあたります。（本条約をはじめとする）国連のすべての条約は法的拘束力を持ち、それを批准した国は条約の規定に従わねばなりません。

「子ども権利条約」の第34条の全文は次のように述べています：

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- a. 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- b. 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- c. わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

5. 世界観光機関 (World Tourism Organization)

世界観光機関は観光業分野で指導的な立場にある国際組織で、141カ国が加盟し、その運営には304の関連団体が関わっています(2004年3月現在)。本部はマドリードにあり、観光業の推進と発展について国連からされている政府間組織です。世界観光機関の役割は、観光業活動の成果を最善のものにすると同時に、それによる環境や社会への悪影響を最小化するよう、加盟各国を支援することです(www.world-tourism.org)。

子どもが搾取されるような状況が生み出される形の観光業の発展は、世界観光機関の1985年度総会で採択された「観光業権利宣言および観光業規範」の指針に明らかに反しています。1995年にカイロで開催された世界観光機関第11回総会では、「組織的買春観光の防止に関する声明」という政策文書が採択されました。これは、“子どもの商業的性的搾取が、「子どもの権利条約」の第34条に抵触するものであるとして非難、糾弾”し、“観光客を送り出す国および受け入れる国の双方が(搾取に関わる者に)厳しい法的処置を加えることを要求する”ものでした。

この声明では、観光客を送り出す国と受け入れる国双方の政府と観光産業の責任が定義され、自己規制や専門的な行動規範などの予防策と是正基準を採用することが提案されています。

子どもを観光における性的搾取から守るための世界観光機関のタスクフォース

世界観光機関は、「子どもの商業的性的搾取に反対するストックホルム世界会議」を契機に、子どもを観光における性的搾取から守るための国際タスクフォースを設立しました。このタスクフォースは、各国政府やNGO、観光産業からの代表者によって構成され、“買春観光による子どもの搾取を防止し、買春観光を暴露し孤立させ根絶する”ことを訴える国際的な啓蒙キャンペーンを行っています。

タスクフォースは1997年3月の初会合(ドイツのベルリン/フランスのシャンティエーにて開催)で、子どもの商業的性的搾取に反対する国際キャンペーンと活動のための統一ロゴマークを採用し、使用することを決めました。このロゴはもともとブラジル政府観光局(EMBRATUR)がデザインし、ブラジル国内で行われていた子どもの商業的性的搾取反対キャンペーンで使用されていたものです。世界観光機関の要請により、ブラジル政府はこのロゴを国際キャンペーンのロゴとして使うことに合意しました。



観光業界や政府、NGOが子どもの商業的性的搾取に反対するために実施している活動は、世界観光機関のインターネット上の情報サービス“子ども買春と観光業ウォッチ(Child Prostitution and Tourism Watch)”というページを参照してください(www.world-tourism.org)。

6. 観光産業

世界観光機関によると、観光は世界で最も成長が著しい産業です。過去16年間にその収益は平均で年間9%の成長をとげ、1999年には4550億米ドルに達しました。また同年、世界の旅行者数はのべ6億6400万人にのぼっています。

観光産業が世界経済活動全体に占める割合はおよそ6%ですが、開発途上国では国内総生産の約10%を占めています。また観光産業に直接従事する人口は1億人以上と推定されています。多くの開発途上国で、観光業は現在そして将来ともに重要な収入源と考えられているのです。

“観光産業に従事する人々の意識を高め、旅行中の責任ある倫理的行動を積極的に推奨することで、観光産業は子どもの商業的性的搾取を根絶するキャンペーンを強力に支援することができます”（ECPAT オーストラリア『子どもに配慮した観光業』）。

6.1 子ども買春観光

“広く‘子ども買春’と言われる言葉には子ども買春観光、すなわち海外旅行をする人が、通常開発途上国である旅行目的地の国の子どもやそのコミュニティを搾取すること、未成年者と性的交渉を持つ行為などが含まれています。子どもの商業的性的搾取は需要と供給の複雑な相互作用のうえに存在し、単一の問題というよりは多くの問題に複合的に関わっているものとして考えるべきです”。“観光が太陽・海・セックスを伴うものだというという派手な宣伝や、第三世界の文化はなにかエキゾチックで性的、従属的なものだという固定観念を助長することが、「機会があれば…」と思っている子ども買春犯罪者に幻想を抱かせる結果を招いています”（ECPAT オーストラリア『子どもに配慮した観光業』）。

6.2 組織的な買春観光

「組織的買春観光の防止に関する声明」のなかで、世界観光機関は“組織的な買春観光”が“観光業もしくは観光業以外のどちらで組織されたかを問わず、観光業の構造やネットワークを利用し、旅行者が観光地の人と商業的性的関係を持つことを主な目的として組織された旅行”と定義しています。また、それが“重大な健康被害をもたらすとともに、とりわけその搾取が性差や年齢、目的地の社会経済的不平等の問題とかかわっている場合には社会的文化的な問題も引き起こす”と述べています。

6.3 観光業の責任

子どもの商業的性的搾取をめぐり、観光業がどのような責任を負うかという問題はとても複雑です。観光業が、買春観光を扇動したとして直接責任を問われることはありません。しかし、子ども買春を目的に観光業が持つネットワークや施設が利用されることを防止するように協力、また、積極的に活動することが求められています（「ストックホルム世界会議」行動計画）。

この領域で観光業がどのような責任を負うかについては、以下のように定義されています。

（a）**直接的責任** 観光業分野で働き、買春観光を故意に宣伝・推進したり、自らも実行した者（現時点で、そのようなことに関わったという証拠がなかったにしても）、および加害者が子どもと会ったり、性的に搾取できるような施設や建物（たとえば宿泊施設、娯楽センター、余暇を過ごす場所など）の運営者に対しては、直接責任が問われます。子どもの性的搾取を容認した運営者は「共謀したもの」として、旅行業者は「不作為による行為をしたもの」としてみなされます。

（b）**間接的または潜在的責任** これはツアー・オペレーターや旅行業者、運輸会社（特に航空会社）などに適用される責任です。性的搾取をはじめから目的とする犯罪者や潜在的に罪を犯す可能性を持つ者を目的地に運ぶ可能性について認識しておかなければなりません。

6.4 子どもの性的搾取者

“子どもの性的搾取者というカテゴリーには、小児性愛者（人格障害を持っている人）が含まれているのは周知のことですが、他にも性的に見境がない人や子どもとの性的関係を試みたいと思っている人、すなわち状況によって子どもを性的に虐待する可能性がある人も含まれています”（世界観光機関、CE/54/5, Annex II, p3）。

加害者は現地の人間であることがほとんどですが、外国人が娯楽やビジネスの目的で入国し、加害者となるケースも増加しています。

子どもを性的に搾取する者は“家から離れば（家で使っている）倫理観は必要ない”（旅の恥はかき捨て）という考えを持つ傾向があります。またそれが旅行者の場合、“ここでは許されるだろう、ここの人たちは自分の母国の人々と同じようには考えていないだろう”と自分を納得させます。なかには、子どもたちが食べ物を買うお金を稼ぐことができ生活の改善につながるからと、子どもの性的搾取を正当化する人間もいます。いずれにせよ子どもは大人の言いなりになりやすいため、子どもとの性的関係を経験してみたいという気持ちになるようです。

多くの男性が、対象が大人の場合よりも HIV 感染のリスクが低いという誤った理由で子どもとの性的関係を求めます。しかし地域によっては 50%以上の子どもが HIV に感染しており、子どもを性交渉の対象とすることで、感染をさらに拡大させることになる場合もあるのです

（ECPAT スウェーデン『ファクトシート—毎年何百万人もの子どもの子どもたちが売買されている』1997年）。

6.5 子どもの商業的性的搾取に対する観光産業の取り組み

1990年代のはじめから、観光産業において子どもの性的売買に取り組むさまざまな試みが行われてきました。国際的なレベルでは、多くの観光産業組合が組合員向けに方針を策定しました。旅行業協会世界連合（UFTAA）は「子どもと旅行者憲章（1994年）」を採択した最初の旅行業者組合です。世界観光機関によって「組織的買春観光の防止に関する声明（1995年）」が発表され、ストックホルム会議が開催された後には、ほかの観光産業組織も、子どもの商業的性的搾取に反対する独自の方針文書や行動倫理規範を採用しています。それらのなかには次のようなものがあります。

- ・ 国際ツアー・オペレーター連盟（IFTO）：子どもの商業的性的搾取に反対する行動倫理規範
- ・ 国際ホテル・レストラン協会（IH & RA）：子どもの性的搾取反対決議
- ・ 国際航空運送協会（IATA）：子どもの商業的性的搾取を糾弾する最終決議
- ・ 国際旅行業婦人連盟（IFWTO）：買春観光反対決議
- ・ 国際青年旅行団体連盟（FIYTO）：子どもの商業的性的搾取を根絶するための決議
- ・ 欧州連合内の国内旅行代理業者団体およびツアー業者協会（ECTAA）：子どもの商業的性的搾取反対宣言
- ・ 欧州連合および欧州経済地域のホテル・レストラン・カフェおよび類似の業種の国内協会連合（HOTREC）：子どもの性的搾取反対宣言
- ・ 国際食料・農業・ホテル・レストラン・ケータリング・煙草および関連労働組合連盟（IUF/UITA/IUL）：買春観光に関する決議と基本合意

これらはすべて子どもの性的虐待に反対するイニシアチブであり、そのうちのいくつかは国レベルでも採用され、社員・従業員の訓練、情報の伝達、ポスターの掲示、行動倫理規範の確立などが行われています。

6.6 ホテル業界

ホテルなどの宿泊施設は、しばしば子どもが性的に虐待される場所として利用されています。世界のホテルオーナーやマネジャーは、子どもの商業的性的搾取に反対するキャンペーンを効

果的ではっきりと目に見える形で支援することができる立場にいます。

国際ホテル・レストラン協会が1996年に採択した決議で、“すべてのメンバーに対し、子どもの商業的性的搾取に施設が使われることがないように予防策をとること”と“子ども買春・ポルノへのアクセスが容易にできないようにすること”が勧告されました。フランス政府が“Grande Cause Nationale 1997”と呼んだ観光プロジェクトでは、子どもの商業的性的搾取に反対する運動にホテル業界を巻き込む建設的な方法が提案されました。

1. ホテルは経営方針のなかで、子どもの性的売買に関するホテルの立場を明確に述べなければならない。また従業員にホテルの方針を理解させ、問題が起きたときの対処方法についても教育しなければならない。
2. ホテルの経営者は子どもの性的虐待に関する国家の法律や罰則について、ホテルの従業員や顧客に関連情報を提供しなければならない。
3. ホテルの警備員は、ホテルの施設内で子どもを性的に虐待する顧客や個人に対処するための訓練を受けなければならない。
4. 関連労働組合と協力する。
5. 子どもがバーやレストラン、ロビーや受付を経てホテル内に入ることができないようにする。
6. 積極的に行動する。予防的措置として、警察署や官公庁、そのほか人権侵害の問題に取り組む組織との連携を確立する。
7. 子どもの商業的性的搾取が疑われる出来事を目撃した人は、警察または介入権限のある機関にすぐに報告しなければならない。

7. 欧州委員会 (The European Commission)

欧州議会と欧州委員会は、子どもの商業的性的搾取の問題の重大さを認識してきました。委員会は、“観光産業の倫理的価値観に準じて、この問題を根絶するための行動規範を作成するよう奨励しなければならない”と指摘しています（欧州委員会、KOM(96)547 final, p.3, 1996）。

また欧州委員会は、観光業界の貢献は、関係各国や国際機関および他の分野の民間が力を合わせた総合的な行動プログラムの一つとして機能する事が必要と考えています。委員会は次のことを目指しています：

- ・ 子どもの商業的性的搾取の需要と供給を減らすこと
- ・ 加盟国に対して、観光産業分野で子どもの商業的性的搾取に反対する共通の立場をとるよう奨励すること
- ・ 子どもを性的に搾取する者を罰すること

委員会はさらに、子どもが性的に搾取される場所での観光を対象に、ヨーロッパ全体で関連情報提供キャンペーンを実施しようと呼びかけています（KOM(96)547, p.9, 1996）。以下は、これまでに欧州委員会が実施した具体的方策です。

- ・ 観光客に対する掲示用広告を用意する
- ・ 観光業従事者のための訓練キットをつくる
- ・ 航空機内映像を用意する

8. 行動倫理規範

8.1 一般的な行動倫理規範

過去 5~6 年の間に、さまざまな部門や民間企業に対する倫理的な行動規範への関心が高まってきました。企業にとっては、行動規範のような主体的取り組みを行うことが、世間からの非難を回避するひとつの手段でもあるからです。ことに衣料産業分野では行動規範への関心が高まり、リーバイス、ナイキ、リーボックなどが他に先駆けて独自の行動倫理規範を定めました（フェアトレード・センターなど『行動倫理規範と独立管理についての報告』1998年5月）。一般に行動倫理規範に必要な要素は以下のとおりです。

- ・ 企業方針のなかに行動倫理規範が含まれること。
- ・ 企業の経営者がその行動倫理規範に 100%の支持を表明していること。
- ・ 行動倫理規範の内容について企業内のすべての従業員に対して情報の開示および教育が行われ、活発な議論がなされていること。
- ・ 行動規範の基準についての情報が、関連企業やすべての供給業者に示されていること。
- ・ 企業が独自に定めている行動倫理規範の中には、あいまいで抑制力のないものもある。第一に重要なことは、すべての当事者が信頼をおき、組織内での報告・管理システムがきちんと機能するものであること。企業によっては行動倫理規範の内容を報告したり管理することができず、従業員や消費者からの不信を招いているところもある（フェアトレード・センターなど『行動倫理規範と独立管理についての報告』1998年）。第二に重要なことは、第三者による管理やフォローアップが多少とも必要だということ。これは、外部のモニタリングを受けない行動倫理規範は信頼を失うことが多いからである。
- ・ 消費者に深く印象づけるため、バランスのとれた宣伝を行うこと。
- ・ 行動倫理規範を企業の PR の道具として使うことには批判があるため、むしろ労働条件や問題のある状況を改善するための手段として使うこと。

8.2 観光産業における現行および今後の行動倫理規範の例

観光業のための国際的な行動倫理規範

子どもの商業的性的搾取は、国際社会の大きな懸念のひとつであり、その結果、地球規模での観光業行動倫理規範の作成につながりました。「行動倫理規範」は、技術的には世界観光機関の「観光業権利宣言および観光業規範（1985年）」の流れを受けていますが、倫理的観点からより広く社会・経済・環境などの問題にアプローチしようとしています。また、観光業と開発活動に携わるすべての関係者が同じように責任を負うことも提案しています。

「行動倫理規範」の基準では、その適用とモニタリングは任意で行われることになっています。これは個人、NGO、認可団体など第三者によるものも含まれます。現在、規範の導入に先立ち、NGOを含めた準備作業と国際的なコンサルテーションが実施され、観光倫理についての世界委員会（World Committee on Tourism Ethics）も最近設立されました。

社会的説明責任 8000（Social Accountability 8000）

SA8000とは（観光業活動を含む）さまざまな企業活動の倫理面での国際基準です。SA8000は国際労働機関（ILO）の諸条約や「世界人権宣言」、「子どもの権利条約」をもとに、アメリカの Council on Economic Priorities Accreditation Agency が策定した規格です。SA8000の認定を受け

た施設で働く人は、健康、安全、団結権、団体交渉権、強制労働および児童労働からの保護、適正な労働時間と賃金などの基本的権利を保証されます。SA8000は、その開発過程でISO9000（品質保証）やISO14000（環境の見直し）をモデルとし、それらと同じく独立した監督官庁を有しています（Council on Economic Priorities プレスリリース、1997年）。

グリーン・グローブ認定（Green Globe Certification）

これは旅行・観光会社・観光地のための世界旅行産業会議(WTTC)によって作成された環境プログラムで、認定権を有しています。この環境プログラムは「アジェンダ 21」の中の文化・環境・社会についての公約を基礎としています（「アジェンダ 21」は 1992年にリオデジャネイロで開催された地球サミットにおいて、持続可能な開発のために必要だと国際的に認められた原則の集大成です）。また、グリーン・グローブ行動計画から働きかけることで、観光産業が環境への意識を高め、行動計画が観光業に適用されるようにすることが目的です（Green Globe Certification）。

II. 旅行・観光業界のための行動倫理規範 (コードプロジェクトの概要)

1. 旅行者のための行動倫理規範

「行動倫理規範」はもともと、旅行者向けに作成されたものでした。この規範は6つの基準から成り、旅行者の活動を対象に、子どもの商業的性的搾取と闘うという観点から ECPAT スウェーデン、北欧の旅行者、世界観光機関によって作られました。

「行動倫理規範」は「世界人権宣言」と「子どもの権利条約」、とりわけその第34条が基礎となっています。またストックホルム世界会議の行動計画を実施する活動にも組み込まれています。

旅行者の行動倫理規範を機能的なものにするために必要な要素

- ・ 旅行者が子どもの商業的性的搾取に反対する「行動倫理規範」に署名することが、観光目的地において性的搾取が行われないと旅行者が保証することと同義ではありません。「行動倫理規範」に明示されているのは、旅行者が問題を認識し、子どもの性取引を予防するための積極的方策をとることです。
- ・ 倫理的なレベルで同じような方策と調整を行うことが重要です。
- ・ 「行動倫理規範」はほかの倫理分野とも関連しているため、企業は信頼性を確保するためにも、行動規範やそのほかの倫理的問題について自らの立場を明確にしなくてはなりません。
- ・ 子どもの商業的性的搾取に（法的観点から）どう対処するかについては、さまざまな国の法律や規則のなかに明文化されています。
- ・ この領域でのデータがもっと必要です。
- ・ （「行動倫理規範」に従って仕事をする）旅行者は、子どもの性取引や「行動倫理規範」に関する質問に答えられるようになることが大切です。
- ・ もっとも重要なことは、旅行者が「行動倫理規範」を採用することにより、子どもの性取引に反対するために、個人的・集団的行動を計画し、参加することである。

旅行者のための「行動倫理規範」の持つ可能性

- ・ 「行動倫理規範」によって、旅行者が子どもの性取引にかかわらないだけでなく、それを防止する活動に加わるようになります。
- ・ 旅行者は、子どもの商業的性的搾取に加担しない旅行者を選ぶことによって、子どもの性取引に反対する活動を間接的に支援することになります。
- ・ 倫理的問題に関して企業が明確な方針を打ち出すことで、内外からその企業への信用度が高まります。
- ・ 相互に規範を確認しあうことで、企業内およびそのほかの団体・企業との間で日常的な協力活動が促進されます。
- ・ 企業の従業員にとって明確な指針となります。
- ・ 消費者にとっても明確な指針となります。
- ・ 長期的・積極的かつ目標となる就業方法の基盤となります。
- ・ 国連のさまざまな条約を建設的に支援します。
- ・ スtockホルム世界会議の行動計画を支援します。
- ・ （参加する者の）関心の高さを示すと同時に、意欲的な立場をとることを要求しています。
- ・ 企業の競争力を高めます。

- ・ この問題を真剣に考えていない旅行業者を淘汰するという目標も持っています。

「行動倫理規範」は当初旅行業者のみを対象にしていたましたが、最近ではホテル、出発地および目的地の双方の国の旅行業者、航空会社をはじめとする運輸業者など観光産業のさまざまな分野で、同様の防止対策が採用されるようになってきました。

2. 「行動規範規範」(コードプロジェクト)の6つの基準

「行動倫理規範」(コードプロジェクト)に参加した企業は、子どもの性的搾取を予防するために以下の6つの基準を満たさなければなりません。

1. 子どもの商業的性的搾取に反対する企業倫理規定・方針を確立する
2. 出発地および目的地の両国内の従業員を教育・訓練する
3. 供給業者(旅行目的地旅行業者等)と結ぶ契約のなかに契約両者が子どもの性的搾取を拒否することを記した条項を導入する
4. カタログ、パンフレット、ポスター、航空機内映像、航空券、ホームページなど適正な手段によって、旅行者に関連情報を提供する
5. 目的地の現地有力者に関連情報を提供する
6. これらの基準の実施状況について年次報告を行う

1. 子どもの商業的性的搾取に反対する企業倫理規定・方針を確立する

旅行業者は、子どもの商業的性的搾取に反対するような企業方針を作成し、従業員がそれを利用できるようにすることが求められます。

2. 出発地および目的地の両国内の従業員を教育・訓練する

旅行・観光会社の従業員・業者・ホテル従業員に対しては、国籍や責任の所在、雇用条件に関係なく、「行動倫理規範」とその内容について関連情報が提供され、それぞれ訓練が行われなければなりません。子どもの商業的性的搾取の問題は、サービスの品質システムの一環として従業員が常に気をつけておかねばならず、この問題についての内部情報の公表や、既存の伝達経路を通じた情報の共有が必要です。

訓練を終えた従業員は、旅行者などが子どもの商業的性的搾取(虐待、買春のあっせん、写真撮影)にかかわっていると疑われる場合の対処方法を理解していなければなりません。

‘重要な立場’にいる従業員は行動倫理規範の指導者として、また内部の監視者としての訓練・研修を受け、企業内のほかの従業員の訓練を担当しなければなりません。

注：‘重要な立場’にいる者とは、子どもの商業的性的搾取の防止に積極的に取り組み、そのことに影響力を持ち、搾取を許さないための日常的活動に参加する立場の従業員を指しています。企業の構造により異なりますが、おおよそ以下のような人たちが該当します。

- ・ 顧客との接点が多い従業員すべて
- ・ 旅行先地マネジャー
- ・ 旅行ガイドや顧客サービスの担当者
- ・ ホテルや宿泊サービスのバイヤー

- ・ 契約業者など

訓練・研修用の教材として CD-ROM が用意されています。この CD-ROM には「行動倫理規範」の基準や、さまざまな観光組織が作成した航空機内映像・ビラ・冊子など視聴覚教材についての詳しい説明が入っています。旅行業者は「行動倫理規範」の参加合意書を交わした時点で、その CD-ROM を受け取ることができます（日本では今後推進協議会で検討）。

3. 供給業者(旅行目的地旅行業者等)と結ぶ契約のなかに契約両者が子どもの性的搾取を拒否することを記した条項を導入する

観光会社とその供給業者との間で交わされる契約書に、その業者や従業員が子どもの商業的性的搾取の拒否にむけた取り決めに違反するようなことをした場合、契約を破棄するという条項を書き加えます。

「行動倫理規範」を各契約業者が入手できるようにするとともに、それぞれの国の言語に翻訳されなければなりません。

重要！ホテルとの契約における条項

子どもの商業的性的搾取を予防し、それと闘うという観点から、ホテルは特に重要です。「行動倫理規範」を採用するホテルには、以下の点が求められます。

- a) その国の関連法について、またこの問題に関する契約条項について、すべての従業員を対象に訓練を行う。
- b) ホテルの従業員は子どもの商業的性的搾取がホテル内で行われていないかどうか注意を払い、その事実がある場合にはホテルのマネージャーや旅行業者、地元の警察などにすみやかに報告しなければならない。
- c) ホテル従業員は子どもの商業的性的搾取にかかわってはならない。
- d) 契約の成立後、ホテルは情報掲示板やロゴなどを使って、ホテル内で子どもの商業的性的搾取を容認しないという姿勢を明示する。
- e) 「行動倫理規範」に署名した時点から、子どもの商業的性的搾取にかかわる行為の責任基準を果たしているかどうかについて、外部からの査察を受け入れる。

4. カタログ、パンフレット、ポスター、航空機内映像、航空券、ホームページなど適正な手段によって、旅行者に関連情報を提供する

カタログやパンフレット、航空券、ホームページなどを使って、観光旅行者に関連情報が提供されねばなりません。「行動倫理規範」の具体的内容や、観光会社が「行動倫理規範」を実施しようとする姿勢に関する情報を明示することにより、子どもの商業的性的搾取に対する問題意識を喚起することができます。匿名の投書やホットラインを設け、旅行者が重要な情報を寄せることができるようにします。

旅行者への関連情報提供のための 4 段階モデル（例）

- (1) 旅行者が旅行会社とコンタクトをとる時点での情報提供：ホームページや旅行会社、カタログ、宣伝、パンフレットなどを通じて行う。
- (2) 航空券を使っての情報提供：航空券、チケット・カバー、荷物タグなど
- (3) 機内での情報提供：航空機内映像、機内誌
- (4) 旅行先での情報提供：ホテルのロビー、部屋、アパート、バー、レストラン、目的地に到着したときに旅行者に対して行われる口頭の情報提供など

5. 目的地の現地有力者に関連情報を提供する

旅行・観光会社が「行動倫理規範」の実施に効果的に貢献するための方法のひとつは、現地（旅行先地の）有力者に関連情報を提供することです。‘有力者’とは、署名契約の有無にかかわらず、その観光会社に現地で協力している人としています。

これらの人または団体には、顧客と実質的に接触する個人（レストランのオーナー、バーのオーナー、タクシーの運転手など）や地域社会で影響力を持っている人（警察官、政策決定者、市長、現地 NGO の代表など）などが含まれます。また重要な有力者としては、労働組合の関係者や現地の警察当局および税関で働く人たちが挙げられます。

目的地の現地有力者には、「行動倫理規範」についての関連情報を提供します。観光会社は口頭および（または）文書で、旅行者に情報や（または）研修・訓練を提供する地元団体を紹介します。

6. 年次報告を行う

「行動倫理規範」合意書に署名した旅行業者や観光会社は、ECPAT の国内パートナーまたは運営委員会事務局に対して、「行動倫理規範」の実施状況を年次報告書として提出しなければなりません。これは一般的な監査活動を目的としているだけでなく、観光地で子どもの性的搾取を防止する旅行業者の経験や成果を共有するためです。

ECPAT 国内パートナーまたは運営委員会事務局に提出された年次報告書は、それを提出した企業の許可を得たうえで公表されます。報告の手順は 2002 年 7 月に導入されました。書式はウェブサイト (www.thecode.org) からダウンロードして使用します。

3. 「行動倫理規範」（コードプロジェクト）参加の手順

第一段階 目的の宣言

- ・ 旅行業者は事務局または自国の ECPAT に対して、「行動倫理規範」に関心があることを連絡します。
- ・ 「行動倫理規範」参加にあたっては、旅行業者や観光会社と世界観光機関事務局または ECPAT の現地パートナーとの間で、業務活動のなかで規範を実施する旨が明文化された文書の署名が交わされます(合意書の書式は別途添付)。

合意書署名の段階では、旅行業者に認可証が発行されるわけではありません。また契約に関する情報を市場取引に利用することも許されていません。

第二段階 「行動倫理規範」実施の準備

- ・ 子どもの商業的性的搾取に反対する自社の方針を確立します。
- ・ 訓練プログラムを準備します。
- ・ 旅行者に提供する関連情報を準備します。
- ・ 現地有力者に関連情報を提供する方法を決めます。

第三段階 「行動倫理規範」の6つの基準

「行動倫理規範」の6つの基準は、いくつかの観光地で試験的に運用されています。これらのパイロット・ケースを基に、6大基準の全面的実施のためのスケジュールが作成される予定です。旅行業者は、可能な最善の方法でこの「行動倫理規範」実施のタイム・スケジュールに従うよう努力しなければなりません。

旅行・観光会社において従業員・マネジャー・サービス開発の責任者などの研修をどう準備するか、以下にいくつかの提案を示しました。研修は一般的なオリエンテーションや、どの旅行・観光会社にも共通の基本キットとして利用できます。

旅行・観光会社は、研修を関係するスタッフと共に準備することをすすめます。とくに業務実施に関係する国内の法律について議論を深めることが必要です。それによって旅行・観光会社は、具体的な活動内容や会社の所在地、能力などに応じ、自社の基準に訓練キットを採り入れることができます。

〈研修の準備〉

子どもの性的搾取は難しい問題ですが、「行動倫理規範」への参加は（企業の）積極的な取り組みであり、それによって社会的に責任あるビジネスを実施する企業姿勢を明確にできるということを忘れてはなりません。

「行動倫理規範」に署名することで、その企業は子どもを商業的性的搾取から守る活動に積極的に貢献することになります。参加企業の従業員はそれを誇りに感じ、このような価値あることに時間とお金を使う企業で働いていることにも誇りを持つでしょう。どのセッションも、20~30名を超えない数の参加者で実施することが推奨されます。

〈訓練の内容〉

企業内の従業員訓練は、たとえば以下のようなステップをふむことになります。世界観光機関が開発した総合的な訓練プログラムを副教材として利用することもできます（購入については<http://www.world-tourism.org/cgi-bin/infostop.storefront> 参照）。

モジュール1：専門家によるインプット（ECPAT 国内パートナーや運営委員会からの専門家、その他のトレーナーも含む）

- ・ 観光業一般について、とりわけ持続可能な観光業発展についてのプレゼンテーション。持続可能な観光業のための活動を、観光業に関係した社会現象や子どもの商業的性的搾取と関連づける。
- ・ 子どもの商業的性的搾取とは何かについてのプレゼンテーション
- ・ 1996年8月にストックホルムで開催された、子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議の宣言および行動計画についてのプレゼンテーション
- ・ なぜその企業がこの「行動倫理規範」に従うかというプレゼンテーションと、「行動倫理規範」そのものについてのプレゼンテーション
- ・ 「行動倫理規範」を実施するためのさまざまなステップについてのプレゼンテーション

モジュール2：スピーカーについての提案

企業の経営責任者または幹部

- ・ 自分の企業がこの問題を真剣にとりあげているという姿勢を示すこと
- ・ 自社内の状況をケーススタディとして議論すること

子どもの商業的性的搾取をなくすための活動をしている NGO の代表

- ・ 観光産業内でどのようなことが達成されてきたか
 - － 歴史
 - － 買春旅行者、小児性愛者
 - － インターネット
 - － 国際刑事警察機構やその他の政府間組織

この問題について専門知識を持つ警察当局からの代表

- ・ 子どもの商業的性的搾取の法的側面

この問題について知識のあるジャーナリストや作家

- ・ ケーススタディ

「行動倫理規範」をすでに採用している旅行・観光会社の代表

- ・ これまでに学んだ経験や教訓の伝達

モジュール3：ケース・スタディ（国によって多様）

入手可能であれば、観光業における子どもの性的搾取を止めさせるための活動例を提示します（これは国により多様なものとなります）。

モジュール4：視聴覚教材

より詳しい情報を提供するにあたり、意識を高めるための教材には次のようなものがあげられます。

- ・ 航空機内上映用のフィルムやテレビのコマーシャル
- ・ 国際 ECPAT が子どもの性的売買の問題について行っている活動に関するビデオ（または世界観光機関事務局が提供する同様の教育ビデオ）

第四段階 内部および外部からの管理

「行動倫理規範」の信頼性を維持するためには、署名した旅行者自身による内部からの管理と、進捗報告や抜き打ち検査、旅行者のための年次報告会議など外部からの管理の両方が実施されなければなりません。

「行動倫理規範」そのものと、それを採用した企業の信頼性を守るためにも、実施状況が企業内および外部の独立した機関から査定・管理されることが重要です。

これまで、こういった検証は二つの方法で行われてきました。ひとつは進捗報告の形をとる内的な管理、もうひとつは抜き打ち検査と年次報告会議の形をとる外的管理です（国連人権委員会の管理方法と類似しています）。

〈旅行者によって実施される内部からの管理〉

- ・ 旅行者は自分の同僚、契約しているホテル、関連業者などが「行動倫理規範」の基準を理解し、実施するよう努力します。
- ・ 標準的な手続きに基づく進捗報告や抜き打ち検査などの方法で、継続的に管理を実施します。
- ・ 「行動倫理規範」をどう管理するかについて、その詳細を目的地の現地マニュアルにも組み込みます。
- ・ 実施されたすべての抜き打ち査察は、書類によって報告されます。
- ・ ホテル内で子どもの性的虐待が発覚したにもかかわらず報告されなかった場合、契約は破棄されます。また子どもの性的虐待が報告されたら、旅行者はフォローアップ措置によってホテルをサポートします。

- ・ 契約の破棄にあたっては、ある一定の通告期間がおかれます。
- ・ 旅行業者は、「行動倫理規範」に関連したあらゆる苦情や矯正の方法を記録する責任を負っています。

〈外部からの査察〉

運営委員会や事務局、ECPAT のパートナーなどに属する専門家または指名された個人によって、外部からの査察が実施されます。この査察は従来、あらかじめ決められた日程で行われるものと抜き打ち訪問によるものがありますが、後者は査察を受ける企業から許可と支援を受けていることが前提となります。査察の目的は「行動倫理規範」の実施状況を査定すること、また観光目的地の子どもの性的搾取問題に取り組んでゆく際に、旅行業者が現場でぶつかる問題と経験を共有し、情報を集めることです。

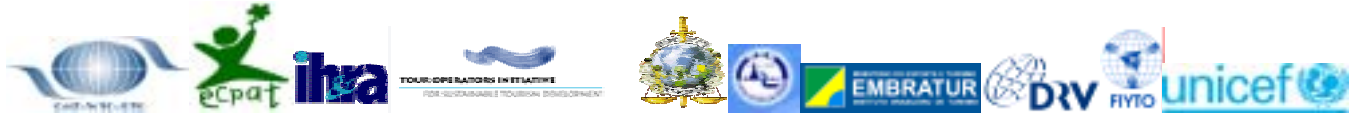
査察が行われた後には、査察報告書が作成されます。査察報告書には旅行業者のその後の活動を改善する具体的勧告や示唆が含まれるものとします。

第五段階 フォローアップ

旅行業者は前年度の文書や査定に基づき、子どもの商業的性的搾取を根絶するための建設的戦略を取り入れ、長期・短期の目標を立てます。それらの目標と戦略は、「行動倫理規範」の運営委員会または ECPAT のパートナーとの間で議論されます。

Ⅲ. 「行動倫理規範」署名（コードプロジェクトへの参加）の方法

「行動倫理規範」を正式に支持する企業は、以下の合意書に署名します。



旅行と観光における性的搾取からの子どもの保護に関する行動規範プロジェクト運営委員会
と

<会社ロゴ>

会社名

は、以下、

旅行と観光における性的搾取からの子どもの保護に関する行動規範（以下「旅行・観光における行動規範プロジェクト」「本プロジェクト」という）実施に関し、以下のとおり合意する。

記

[氏名][役職]を代表者とする[会社名（法律上登録されているもの）]（以下「乙」という）は、ここに、「旅行・観光における行動規範プロジェクト」の実行に参加し、本プロジェクトが指定する以下6指標を取り入れるため、必要な行動を起こすことを宣言する。

1. 子どもの商業的性的搾取に反対する企業倫理規定・方針を確立する。
2. 出発地及び目的地の両国内の従業員に対し必要な教育・訓練を実施する。
3. 供給業者（目的地ツアーオペレーター等）と結ぶ契約に、契約両者が子どもの性的搾取を拒否することを記した条項を導入する。
4. カタログ、パンフレット、機内映像、チケット、ホームページ等を通じ、旅行者に関連情報を提供する。
5. 目的地の現地有力者に関連情報を提供する。
6. 甲が別途指定する機関に対し、甲が指定する書式をもって、本プロジェクトの実行状況に関する年次報告書を提出する。

乙は、子どもの性的搾取問題が潜在的に深刻な状況にあると考えられる全ての旅行先地で、上記の指標を達成するための行動を開始する。

乙は、年次報告書の提出後、本プロジェクトの実施状況について、甲（国際エクパットグループ及び・もしくは運営委員会メンバー）によるモニタリングの実施、特定目的地の現地視察の実施を促進・支援する。

甲は、甲乙の本合意書への署名をもって、甲が運営する本プロジェクトのウェブサイト (www.thecode.org) 上で、乙を署名メンバーとして紹介する。

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保持するものとする。

乙（旅行者）：

会社名

役職名・代表者名

Ⓜ

甲（国際エクパットグループ・日本国内組織）：

ECPAT/ストップ子ども買春の会：

共同代表 宮本 潤子

Ⓜ

甲（プロジェクト運営委員会）：

財団法人 日本ユニセフ協会

専務理事 東郷 良尚

Ⓜ

日付：2005年 月 日

IV. 運用事例

1. 子どもの性的搾取に反対する企業倫理規定・方針の確立

1.1 Fritidsresor グループの持続可能な観光に関する方針（TUI Nordic）

* 事業方針について

旅行・観光産業は世界でもっとも成長著しい分野であり、年々増大しています。そして多くの人の収入の手段となり、経済的発展に大きな影響力を持っています。しかしながら一方では、環境や地域社会に脅威をもたらす可能性もあります。

Fritidsresor グループは、業務を進める際に環境や地域社会に対して負っている責任を認識し、現在および長期にわたり環境に対する悪い影響をできるだけ抑制する努力をします。そのためのもっとも効果的な方法のひとつ、それが協力活動であると考えています。

〈責任あるビジネスを行う〉

まず当社のビジネスが影響を及ぼす環境的側面や影響そのものを明確にし、それを最小化する計画を作成します。物品の購入や商業的な取引の決定にさいし、環境とのかかわりを考慮しなければなりません。意識向上のために、従業員の訓練や顧客への関連情報の提供を重視します。オフィスや会社の施設・資産の内部で、エネルギー・水・リサイクルなどの管理プログラムが実施されることも必要です。

〈良い隣人であること〉

地域社会とともに活動すること、社会責任を国内外に示すことなどの活動を奨励し表彰します。顧客や従業員に現地（旅行先地）の文化習慣についての情報を提供し、その地域の環境やコミュニティに敬意を払うよう奨励します。

〈行楽地を保護する〉

とくに休暇中の旅行目的地において、環境とコミュニティのためになるような環境保全および教育プログラムの支援活動をすすめます。生息環境と野生動物の保全を重視し、顧客や従業員に関連情報を提供します。観光旅行の計画や実施にあたっては、環境的社会的要因に配慮します。すべての取引業者に当社の観光業方針を説明し、ともに業務を進めるさいにその方針が最良の形で実践されるよう奨励します。

〈環境と文化〉

キーワード：長期的行動計画—持続可能性

観光業は経済的発展に積極的で重要な貢献をしている反面、自然・水・地域社会に悪い影響を及ぼしているのも周知の事実です。地域社会の環境にできるだけ悪影響を及ぼさないようにするための行動計画の重要性を認識しなければなりません。

行動計画には顧客への関連情報の提供、従業員の訓練、ホテルやアパートの環境アセスメントなどが含まれます。現在、Blue Village and Blue Star 構想のなかで環境に優しい行動計画が実施され、とくに淡水保全と省エネが取り組まれています。

当社は、世界自然保護基金（WWF）やユネスコ世界遺産センターと協力関係にあります。これにより当社の取り組みの幅を広げ、専門的・国際的な環境文化活動に効果的な支援を行うこ

とが可能となっています。当社は、旅行業者のための国際的ネットワーク組織である旅行業者・イニシアチブに参加しています。インターネット上のアドレスはwww.toinitiative.orgです。

〈社会的価値〉

キーワード：尊敬一責任

当社が業務を行う国々の経済的発展を支援するためには、現地の供給業者と協力し、利益がその国から流出しないようにすることが大切です。また顧客に対しては、旅行目的地での購買活動を奨励し、天然記念物の売買をしないよう要請します。

観光業と子どもの商業的性的搾取とは関係があり、とくに途上国ではそれが顕著です。私たちはこのことを認識し、国際的な ECPAT の活動を支援します。また顧客への関連情報の提供、従業員の訓練、およびホテル・アパートなどの関連業者との契約に対し条項挿入などを通じて、「子ども買春防止のための旅行・観光業行動倫理規範」を実施していきます。また、施設内での子どもの性的搾取を決して許さないことを規定します。

〈世界自然保護基金（WWF）との協力〉

当社は 1996 年に世界自然保護基金との協力を開始しました。その最初が地中海プログラムであり、アカウミガメやモンクアザラシなどの生物種の保護、森林保全、コミュニティにおける環境訓練、意識向上キャンペーンなどを実施してきました。資金は、このプログラムのもとで現地を訪れた観光客から一人 1 ドルを出資してもらった形で拠出しました。

当社の顧客の多くは冬季にカナリア諸島を訪問します。そのため当社は、その地域で世界自然保護基金の活動を支援することが重要だと考え、1998 年に世界自然保護基金スペイン事務所との直接協力を開始しました。同年 4 月にはランサロテ島に現地事務所を開設しました。

当社はカナリア諸島での協力を通じ、コミュニティの事業に資金を出すことで、地域社会と緊密な関係を持つことができることを学びました。そのため 1999 年には世界自然保護基金に資金を出すかわりに、タイやケニア、バレアレス諸島（地中海にあるスペインの島）などの地域事業に対し、直接に資金提供を行うことになりました。2000 年からは、当社の Blue Village 構想に入っているすべてのホテルで、世界自然保護基金の「ホテル行動倫理規範」の実施を始めました（www.panda.org）。

〈ユネスコ世界遺産センターとの協力〉

世界遺産センターとの協力は 1997 年に始まりました。文化遺産も環境であるとの認識から、文化遺産分野で協力するパートナーを探すことが当社にとっても重要なことでした。ユネスコ世界遺産センターは国際的に著名な機関であり、その活動と TEMA の明確なプログラムとはまさに理想的な組み合わせでした。ユネスコ世界遺産センターの活動を顧客に知らせるだけでなく、当社は第三世界の文化的な遺跡の開発にも貢献してきました。

最初の年に、当社はネパールのバクタプールの事業に資金を提供しました。また東南アジア文化マネジメント・マニュアルの作成や、ネパールのパタンにある古代寺院の修復にも協力を行いました（www.unesco.org/whc）。

〈ECPAT との協力〉

当社は ECPAT からの提案で、1998 年から子ども買春観光に反対する活動に協力しています。

ECPAT は、観光業の成長と、特に第三世界における子ども買春観光の増加とが緊密に関係しているという調査結果を示しています。

当社は「行動倫理規範」の作成に協力し、1999 年早春に文書が整ってからはその実施に移りました。「行動倫理規範」の 6 つの基準は以下のとおりです。

- ・ 企業としての方針の文書化
- ・ 従業員の訓練
- ・ 顧客への関連情報の提供
- ・ 契約に子ども買春観光に反対することを記した条項を導入することで、供給業者にも同様の行動を促す
- ・ 現地の人々の意識向上のために目的地でのネットワークを作る
- ・ 年次報告の実施

「行動倫理規範」は Blue Village 構想に入っているすべてのホテルで実施されます。

*ECPAT の倫理方針

子どもの性的搾取が国際的な問題であると認識し、それを根絶するために以下のような対策をとります：

当社の海外および本社における活動と業務すべてにおいて、あらゆる子どもの性的搾取に強く反対します。

- TUI Nordic の従業員は、未成年者が性的に利用されているバーやレストラン、その他の施設に行きません（入場料や飲み物代金などが、子どもを性的な取引に利用する斡旋業者・大人の収入源となっています）。
- 子どもの性的取引が明白な場合には地元の警察に報告します。
- 当社が商品を出す場合には、子どもを性的に取り扱うような表現を決して使いません。

訓練や情報提供を通じて子どもの性的搾取が犯罪であることを強調し、従業員の意識を高めます。子どもの性的搾取を根絶するための組織や権限を持つ機関と協力します。

- TUI Nordic の IT 政策では、インターネットを利用して子どものポルノ写真などの検索禁止を明文化しています。また性的な目的のために、チャットなどを通じて子どもと接触することも禁止します。
- 子どものポルノ写真などが含まれる何かが従業員のコンピューターから見つかった場合、警察にその旨を報告しなければなりません。子どものポルノを保持していることは犯罪であり、その後の裁判のなかで証拠品として扱われるため、意図的にそれを消去してはなりません。

当社は目的地（国）の法令や規則、通達を遵守します。また「子どもの権利条約」を尊重します。

「行動倫理規範」は、「責任ある観光業の開発」方針のなかに組み込まれています。社内にごの方針の関連情報がいきわたるよう徹底します。そのためにツアー・ガイドの訓練を義務化し、本社従業員への関連情報の提供やイントラネットを利用した情報文書の作成などを行います。

(Fritidsresor Group/TUI Nordic 『報告書』、スウェーデン、2002 年)

1.2 Aurinkomatkat-Suntours Ltd の持続可能な観光に関する方針

*事業方針について

Aurinkomatkat-Suntours Ltd は、1999 年に持続可能な観光に関する方針を導入しました。その目的は、将来の世代が旅行を楽しむことができるようにすること、また観光業を職業として選んでもらえるようにすることです。そのためには、観光業が環境・経済・社会・文化などに及ぼ

す悪い影響を最小化し、良い影響を最大化しなければなりません。これは当社だけで達成できることではありません。世界の観光業の未来は、私たちもふくめすべての人々が、持続可能な開発にかかわるといふ共通の決意を必要としています。

当社の「行動倫理規範」

1. 当社は業務活動の環境的・文化的・経済的影響を認識し、悪い影響を最小化するよう努力します。
2. 旅行目的地の環境と文化を尊重するパートナーと協力し、それらに意図的かつ不必要な危害を及ぼすような活動をする団体とは協力しません。
3. 物の過剰な消費を抑さえ、再利用やリサイクル品の活用を促進します。
4. 持続可能な観光業の問題と可能性について、従業員研修を行います。
5. 自然環境を改善したり、旅行目的地の文化を大切にすることを支援します。またこれらの問題について、地元当局との協力を真剣に取り組みます。
6. 顧客に対して、悪い影響を及ぼすことなく旅行目的地の環境や文化を楽しむ方法について情報を提供します。
7. 環境の現状について顧客の印象を観察します。

公約

Aurinkomatkat-Suntours Ltd は、当社のツアーや業務が及ぼす影響に注意を払います。当社は、自然環境や社会文化的環境に積極的な貢献ができるような方法で業務を展開する責任があります。また環境への影響をできるだけ減らすこと、現地（旅行先地）のコミュニティに利益をもたらす、その土地に住む人々の将来の生活を保証すること、将来の世代のために旅行目的地を保護することについて認識を高め、責任を持って業務を行うものとします。

この責任を果たすため、国連環境計画（UNEP）、ユネスコ、世界観光機関などと緊密に協力活動を行います。

具体的活動は以下のとおりです。

- ・ 自然環境と文化遺産を守ります。
- ・ 現地（旅行先地）のコミュニティやその人々と協力し、当社の顧客がその地を訪問することで現地在利益を得ることができるようにします。また顧客がその土地の生活や文化に敬意を払うよう奨励します。
- ・ 指定地域や景観保存地域内の動植物を保護します。
- ・ 現地の文化と社会制度に敬意を払います。
- ・ 現地、国および国際的な法律や規則に従います。
- ・ 不法な観光業や、虐待・搾取にかかわる観光業に反対し、積極的に廃止します。
- ・ 事業パートナー、地元当局、地方・国家政府、その他の組織と緊密に協力し、持続可能な観光業の発展を達成します。
- ・ 持続可能な観光業の発展と経営を進めるために、当社の活動について情報を提供します。
- ・ 公約実施の進捗状況を知らせます。

顧客を含め、すべての関係者の支援なくしては持続可能な観光業の発展という目標は達成できません。すべての人にとって、より良い観光旅行経験をともに創造していきたいと願っています。詳細はwww.toinitiative.orgを参照してください。

「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範」

「行動倫理規範」を採用した旅行業者として、当社は以下の6つの基準を実施する責任を負っています。

- ・ 子どもの商業的性的搾取に関する企業倫理規定・方針を確立する。
- ・ 出発地および目的地の従業員を訓練する。
- ・ 供給業者と結ぶ契約のなかに契約両者が子どもの性的搾取を拒否することを記した条項を導入する。
- ・ カタログ、パンフレット、航空機内映像、航空券、ホームページなどを通じ、旅行者に関連情報を提供する。
- ・ 目的地の現地有力者に関連情報を提供する。
- ・ 年次報告を行う。

私たちのパートナーができること

- ・ 持続可能な観光業のための方針を作成・実施する。
- ・ エネルギーや水の無駄遣いをやめ、排水に気をつける。
- ・ 固形廃棄物を分離・リサイクルし、危険な廃棄物を適正に処理する。
- ・ 地域で考え、地域で買う（できるだけオーガニック製品を購入する）。
- ・ 化学物質の使いすぎを避け、環境にやさしい化学物質や素材を選ぶ。
- ・ 環境と持続可能な開発のために地域社会で行動する。

持続可能な観光業についての方針は、当社の戦略的方針の一部です。この方針についてのあらゆる関連情報は、訓練やイントラネット、持続可能な観光業に関する社報などによって社員に提供されます。

(Aurinkomatkat-Suntours Ltd 『報告書』、フィンランド、2002年)

1.3 MyTravel Northern Europe の子どもの商業的性的搾取に反対する企業方針

* 事業方針について

当社は子どものあらゆる性的搾取を拒否し、このような犯罪を防止し断罪するすべての法的行為を支持します。

すべての顧客・事業パートナー・社員に対して、子どもの性的搾取に加担しないこと、またそのようなケースを報告することを要請し、意識向上に努めます。

本方針に違反した場合、免職、警察への通告、協力関係の破棄などの措置をとります。

この部分は、会社の一般的な方針とは分けられています。社員はこの方針について、社報やイントラネット、ウェブサイト、海外スタッフのための特別研修などで関連情報を提供されます。

(MyTravel Northern Europe 『報告書』、スウェーデン、2002年)

MyTravel Northern Europe 傘下企業：

(スウェーデン) MyTravel, Ving, Always, Spies, Trivsel, Globetrotter

(ノルウェー) Saga Solreiser, Ving, Globetrotter

(デンマーク) Tjaereborg, Spies, MyTravel, Ving

(フィンランド) Tjaereborg

2. 出発地・目的地の両国内の従業員に対する教育・訓練

2.1 レッスン・プラン—TUI Thomson と英国 ECPAT の事例

子どもの人権を守る観光業

Thomson がこれを支持する理由

残念ながら、私たち観光業と子どもの商業的性的搾取には直接的な関係があります。イギリスからいくつかの観光目的地へ飛ぶ安い直行便は、小児性愛者や性的犯罪者、状況的虐待者などから匿名で気軽に悪用されることもあるのです。子どもの買春観光は、観光産業にとって有害であると同時に不法行為です。また残念ながら、貧しい国々を中心に世界で拡大している問題でもあります。

この問題と取り組んでいる国際的な組織に ECPAT があります。ECPAT は子ども買春・子どもポルノ・性的な目的での子どもの人身売買を根絶する活動を展開しています。世界の 45 カ国が代表を送り、1990 年以来子どもの性的搾取と闘ってきました。

TUI Germany、TUI Holland、TUI Nordic はそれぞれに ECPAT を支援していますが、世界 TUI グループとしても活動に参加しています。

Thomson は、イギリスでもっとも責任ある観光会社という評価を得てきました。子どもの商業的性的搾取は世界のどこにおいても犯罪です。多くの場合、加害者は海外で罪を犯しても、自分の国で裁かれることとなります。

子どもとは、「世界人権宣言」および「子どもの権利条約」に準じ、18 歳未満と定義されています。各国の法的な結婚承諾年齢にかかわらず、18 歳未満の者を対象に金銭等を支払って性的関係を持つことは不法です。

私たち観光業者は、観光のあらゆる場面で子どもを虐待から守る責任があります。不法であるばかりでなく子どもの虐待は、子どもの人権や尊厳の根本的な侵害です。

Thomson が事業を展開している国でこのような問題が起こっているのは、タイ・ゴア・ドミニカ共和国・キューバ・メキシコです。

当社は他の関係者（現地の取引業者、ホテル従業員、タクシー運転手）に対して、観光目的地における子どもの性的搾取を減少・防止するよう働きかけます。状況をすぐに変えることはできませんが、目をそむけて問題がないかのように装ったりせず、小さな一歩でも踏み出すことが重要です。この問題をもっと公表し、それに関するタブーもなくすよう支援します。それは将来的に不法行為・虐待行為をする可能性のある者を抑制することにもなります。

多くのイギリス人観光客は、ほかの人の行為によって自分たちが不快な思いをしたり嫌がられると思われる観光目的地には行きません。したがって、観光目的地の評判が落ちれば、当社の業績も影響を受けます。長期的に見ると、この問題への意識を高め、子どもの性的搾取が行われないようにすることが、目的地の観光の持続と経済的成長にとって重要です。また責任ある観光業と現地の人々に対する敬意を奨励することにもなり、だれにとっても最良の利益となります。さらには、社会的に責任ある観光会社としての Thomson の世評も強化することになります。

Thomson による ECPAT 支援の方法

ECPAT は世界 50 カ国以上で、子どもの商業的性的搾取に反対する活動を展開している国際組織です。2001 年に Thomson（および TUI Germany と TUI Nordic）は、ECPAT が世界観光機関とともに作成した「行動倫理規範」に署名しました。この倫理規範は 6 つの要素から構成されています。

- ・ 子どもの商業的性的搾取に関する企業倫理規定・方針を確立する（当社の持続可能な観光業方針で言及済み）。
- ・ 供給業者と結ぶ契約のなかに条項を導入する（2002 年度以降ドミニカ共和国・タイ・ゴア・メキシコ・キューバにおけるすべての契約書に挿入済み）。また世界 TUI グループのアジェンダに組み込むように働きかけている。
- ・ 関係者の訓練を行う。
- ・ 旅行者の意識向上をはかる（従業員訓練終了後ビジターズブックなどを通じて）。
- ・ 目的地の現地有力者の意識向上をはかる（従業員訓練終了後）。
- ・ 年次報告を行う（他の 5 項目の実施完了後）。

Thomson は、イギリスで最初に「行動倫理規範」に署名した旅行業者です。しかしツアー・オペレーター連盟は今年後半に‘責任ある観光業部’を設ける予定であり、それによって観光産業のあらゆる業務が健康と安全を基準に運営されることとなります。また、‘責任ある観光業部’が行おうとしている仕事のひとつが、ECPAT の「行動倫理規範」を観光産業界全体で実施することです。イギリス外務省のウェブサイト Know Before You Go（出発前に知っておきたいこと）に関連情報が加えられ、顧客が休暇旅行に出る前に問題意識を高めることができるようになっていきます。

イギリス国内での反応

著名な慈善事業 Barnardo は、イギリス国内での子ども買春問題を焦点にした広報活動を最近開始しました。Thomson の顧客のなかにはこの広報キャンペーンを目にし、イギリス国内そして世界で子どもの性取引を根絶する活動に何らかの支援をしたいと思っている人が沢山います。

子どもの性的搾取や虐待を防止するために会社や従業員ができること

万が一、報告すべき出来事に Thomson の顧客が巻き込まれているのをほかの顧客や従業員が目撃した場合、適切な機関に連絡をとる前にできるだけ多くの情報を集めるよう努力することが大切です。連絡先としては警察やホテルの経営陣、大使館または領事館、観光当局、子どもの保護サービスなどがあります。Thomson の顧客が関与していない場合には、どんな行動をとるべきなのかを考え、それを観光会社のマネジャーに相談します。

ケーススタディ（実例）

2000 年から 2001 年にかけての冬、ドミニカ共和国でスカンジナビア MyTravel の顧客の何人かが、複数の少年を部屋に連れ込もうとしている男を目撃しました。顧客たちは、MyTravel が ECPAT を支援していること、なにか疑わしいことがあれば代表者に報告する旨が書かれたビジターズブックを読んでいたのをそれを報告し、報告を受けた代表者はマネジャーに連絡しました。MyTravel のマネジャーはその男に、室内に人（とりわけ少年たち）を勝手に連れ込んではいけないことを説明しました。男は部屋に少年を連れこむのを止めました。

セックスワークのかわりに子どもたちができること

ボランティア組織に引き取られた子どもたちは、カウンセリングや教育を受けます。ほとんどの観光地には子どもの福祉関係の省庁があり、性的に搾取された子どもへの支援を行っています。女の子に理容師、美容師、仕立て屋などになるための訓練を提供している団体や、訓練を提供するバーやホテルなどの観光業界で仕事を見つけようとしている団体もあります。ECPAT

は、各地で支援を提供する団体についての詳細なリストを作成しています。

性的に搾取されている子どもたちを助けるために Thomson 従業員ができるその他のこと

性的に搾取された子どもたちのために活動している慈善団体やボランティア組織を支援しましょう。どんな支援でも役立ちます。

学校で英語を教える、観光地の子どもセンターで課外活動を手伝うなどを従業員に奨励しましょう。たとえばドミニカ共和国では 12 歳から 15 歳までの子どもの 30% が読み書きが出来ないと推定されています。観光産業にかかわるすべての人が、観光地での子どもの性的搾取について認識を深めることで、搾取は予防できます。

担当する観光地に戻ったらすべきこと

- ECPAT の調整員として一人を選出します。選出される人は長期にその場所に滞在する予定であること。自分自身がなっても良いでしょう。
- 訓練教材の使い方について従業員にブリーフィングを行い、その従業員らに観光地のほかの人たちにブリーフィングを行うよう指示します。交代時期には新しい従業員に対してもブリーフィングを行います。また事務所に常駐する従業員と休日要員の両方を対象とします。そのために十分な部数の資料を用意します。ブリーフィングを完了する期限を設定します。
- 従業員へのブリーフィングが完了したら、ECPAT の調整員はすべてのホテルのビジターズブックに、（子どもの性的搾取に反対する活動趣旨が書かれた）ビラを挿入してもらうようにします。
- ECPAT の調整員は、認定証がホテルに掲示されるようにします。
- 観光地の関係者に連絡し、この問題について活動しようとしていることを知らせます。連絡先としてはホテル経営者、観光局、警察、タクシーの運転手組合、ツアー・オペレーター連盟の会合などが挙げられます。
- 観光地にある子ども関連の慈善団体に連絡を取り、活動内容や方法について聞きます。
- 地域内で TUI Nordic のプログラムが実施されている場合には、旅行目的地のマネジャーがしっかりとブリーフィングを受けているはずですが、詳しい関連情報を知りたいときには、マネジャーに連絡をとりましょう。

効果

- 犯罪行為を犯す可能性のある者が不法行為や虐待などを実行しにくくなります。
- Thomson は社会的に責任ある観光会社であるという良い評判を得ることができます。旅行目的地やホテルも同様です。
- その目的地への観光が持続することによって、経済的成長が促進されます。
- 責任ある観光が奨励され、すべての人がその恩恵を受けます。

配布資料

- ホテルの契約内容の補足
- 2002 年 3 月 TUI タイムズ
- 2002 年 6 月 TUI タイムズ
- 2002 年 10 月 ABTA マガジン記事
- ビジターズブックのためのビラ
- ホテルへの認定証
- Barnardo の広告
- 代表者の活動チェックリスト
- よくある質問
- ECPAT 目的地別ファクトシート

参考ウェブサイト：www.thecode.org, www.ecpat.org.uk (email:ecpatuk@antislavery.org)

(TUI Thomson 『行動倫理規範についての報告書』、イギリス、2002年)

3. 供給業者(旅行目的地旅行業者等)と結ぶ契約への子どもの性的搾取を拒否する条項の導入

3.1 デンマーク Kuoni (Alletiders と Apollo) の事例

ECPAT 協定 (主契約 0001 の補足条項)

Kuoni Scandinavia : 子ども買春観光を拒否するホテルに関する条項

(「行動倫理規範」基準 3)

子どもの商業的性的搾取の問題は世界全体で増えています。とくに観光目的地での子ども買春が大きな問題となっており、観光業と関係しています。Apollo/Kuoni Scandinavia は企業として、性的搾取が子どもの安全・人権・尊厳を根本的に傷つけるものであると考えます。そのため、Apollo/Kuoni Scandinavia は子どもの性的搾取からの保護に取り組むことを決めました。

Apollo/Kuoni Scandinavia は、観光分野の大手企業として、正しい実践と自己規制の推進に影響力を発揮できると考えています。

子どもの性的搾取がこれまで貴ホテルで行われてきたとは考えていません。しかし好むと好まざるとにかかわらず、ホテルがしばしばこのような虐待の場となっていることは事実です。そのため、この問題に反対する当社のキャンペーンに皆さんの支持を強く促したいと思います。継続的に注意を払うこと、簡単なステップを踏むことで、皆さんのホテルやその評判を損じることがないようにしたいと願っています。

また、子どもの商業的虐待が Apollo/Kuoni Scandinavia の提携ホテルで行われ、ホテルの従業員がその虐待を仲介した場合には、貴ホテルとのいかなる協約や契約も即座に破棄するということをご了承ください。

「行動倫理規範」(参加合意書)署名の条件

Kuoni Denmark A/S は、2002年3月13日をもって「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範」(参加合意書)に署名し、ECPAT との間で協約を結びました。Apollo Sweden は、Kuoni Scandinavia グループ内の旅行業者であり、1999年に「行動倫理規範」(参加合意書)に署名しています。

この協定の基準は次の通りです。

1. 子どもの商業的性的搾取に関する企業倫理規定・方針を確立する。
2. 出発地および目的地の両国内の従業員を訓練する。
3. 供給業者と結ぶ契約のなかに契約両者が子どもの商業的性的搾取を拒否することを記した条項を導入する。
4. カタログ、パンフレット、航空機内映像、航空券、ホームページなどの適正な手段によって、旅行者に関連情報を提供する。
5. 目的地の現地有力者に関連情報を提供する。たとえばホテル、旅行代理店、協同組合など。
6. 年次報告を行う。

Apollo/Kuoni Scandinavia と提携しているいかなるホテルも、その経営者および従業員が次のことを約束するものとします。

1. 子どもの買春をホテル内で許さない。
2. うたがわしい行動については地元当局と Apollo/Kuoni の従業員に報告する。

3. ホテルの顧客に対し、子どもの買春は不法であること、それをホテルは許さないこと、ホテルの経営は子どもの保護に関係する国家の法律に準じて行われていることなど、関連情報の提供を行う。
4. 観光目的地の Apollo/Kuoni Scandinavia の従業員と協力し、観光産業から子どもの買春をなくす方法についていっそう努力する。

Kuoni Scandinavia は、貴ホテルとの契約に上記の基準を補足します。この基準が貴ホテルによって満たされない場合、Apollo/Kuoni Scandinavia は通達なくすべての協力を破棄するものとします。

ホテル署名・捺印 _____ 場所・日付 _____
 契約者 Apollo/Kuoni Scandinavia _____

この補足条項は、（これまで契約関係の無かった旅行会社、ホテルなどを含め）全ての業者との間に今後結ばれる契約書に含まれます。契約業者は、そのサービス・製品や（弊社の）マーケット戦略に基づいて選定いたします。また、契約業者は行動倫理規範（コードプロジェクト）について説明を受けるものとします。

(Kuoni Denmark 『報告書』、2002年)

3.2 フィンランド Aurinkomatkat – Suntours Ltd.の事例

Aurinkomatkat-Suntours Ltd：提携業者との契約書補足条項

条項第 14

ホテル施設内での子ども買春を罰する

Aurinkomatkat は、子ども買春観光に反対する ECPAT の「行動倫理規範」に従います。このため、すべての提携ホテル施設内で子どもの性的虐待や買春にかかわる行動を禁ずることを要請します。

またこのような行動は当社の従業員および地元警察当局にただちに報告されなければなりません。ホテル内で子どもの買春を許した場合には、契約を破棄する場合があります。

本条項は 2002 年 6 月以降、すべての契約のなかに導入されています（旅行会社・ホテルとの新たな契約を含む）。また供給業者は、Aurinkomatkat の従業員と持続可能な観光業マネジャーから「行動倫理規範」（コードプロジェクト）についてのブリーフィングを受けなければなりません。ブリーフィングは担当者が観光目的地に向いて実施するほか、新規に参入する業者がフィンランドに来たときにも実施します。

今後、ホテルや参入業者はこの問題に取り組む方法を模索するために、地元当局との対話を持ちます。

(Aurinkomatkat Suntours Ltd 『報告書』、フィンランド、2002年)

3.3 MyTravel Northern Europe の事例

補足条項－「行動倫理規範」（コードプロジェクト）の実施

MyTravel Northern Europe（甲）および契約者（乙）は、以下の「行動倫理規範」を実施することに合意する。

労働者を虐待しない：国の労働時間数、最低賃金、宿泊施設の条件、交通などの法律を遵守し、労働者が組合に入る権利、政治的意向の自由を認め、適切な契約を結ぶ。

子どもを虐待しない：施設内でのサービスや生産物などについて、いかなる形の搾取や虐待も許さない。

上述の事例は全てを網羅していないが、実施上の概念を示す例示とします。

世界人権宣言で謳われている人権を侵さない。

施設内では顧客の健康と安全を最優先の注意事項とする：MyTravelのサービス協定および監査報告（の中で特に確認すべき点とする）。

上記のいかなる項目にも違反した場合、本契約は自動的に破棄されるものとする。また、乙は、本「行動倫理規範」の不履行によって生じうる一切の費用を負担する。

甲 MyTravel Northern Europe 代表 _____ 乙 会社代表 _____

本方針はすべての契約に導入されます。これは MyTravel との契約上、通常の手続きの一部です。
(MyTravel Northern Europe 『報告書』、スウェーデン、2002 年)

MyTravel Northern Europe 傘下企業：

スウェーデン：MyTravel, Ving, Always, Spies, Trivsel, Globetrotter

ノルウェー：Saga Solreiser, Ving, Globetrotter

デンマーク：Tjaereborg, Spies, MyTravel, Ving

フィンランド：Tjaereborg

3.4 Fritidsresor Group/TUI Nordic の事例

子どもの性的搾取に反対する供給業者との条項(スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、デンマーク)

ECPAT 補足条項

ホテル/旅行代理店： _____

契約期間： _____

日付： _____

子どもの商業的性的搾取は世界で増加している問題です。とくに子どもの買春問題が観光目的国において増えています。

Fritidsresor Group はこの問題が観光業と関係あることを認識し、子どもの性的搾取は子どもの人権と尊厳を根本的に傷つけるものであると考えます。

そのためグループ全体としてこの問題に取り組む活動に貢献し、子どもたちを性的搾取から守ろうと決意しました。そのために観光分野ができることは、正しい実践と自己規制を推進することです。私たちは観光分野における中心的存在として、この活動に影響力を持つことができると考えています。

子どもの性的搾取が貴ホテルで行われていると考えているわけではありませんが、好むと好まざるとにかかわらず、ホテルはしばしばこのような虐待の場となっています。そのため、この問題に反対するキャンペーンへの貴ホテルの参加を強く呼びかけます。注意を怠らず、ほんのすこしのステップをふむことで、貴ホテルとその名誉を守ることが可能です。

Fritidsresor Group と提携しているホテルで子どもの商業的性的搾取が行われたことが報告された場合の対応について、ここに明らかにしておきたいと思います。もし虐待がホテル/旅行代理店の仲介によるものであるときには、いかなる契約も即座に破棄するものとします。ホテル/旅行代理店は、従業員に対してこの協約内容について関連情報を提供し（または）教育を行う責任を負います。

Fritidsresor AB
調達部部長

ホテル/旅行代理店：

本条項は、インドネシア・タイ・南アフリカ共和国・ブラジル・ドミニカ共和国・インド・ブルガリア・ケニア・タンザニア・フロリダにあるホテルおよび現地代理店とのすべての契約に書き加えられました。

契約への本条項の導入は、とくに開発途上国で優先されています。いくつかのホテルには、顧客とのコミュニケーションをはかるためポスターなども提供しています。

当社の目的は、供給業者との質の高い協約のなかに本条項を組み込み、業務の質を高めることにあります。

(TUI Nordic 『報告』 2002 年)

3.5 イギリス TUI Thomson の事例

子どもの性的搾取に反対する条項
供給業者との補足条項

季節： _____

補足条項

宿泊施設名： _____

リゾート名： _____

本補足条項は、宿泊施設協定（契約書）の一部として扱われます。

供給業者は、世界全体、特に観光地において増加している子どもの商業的性的搾取について、Thomson Holidays Limited と協力しその防止活動を行うことに同意します。

Thomson Holidays Limited は、観光業とこの不法行為との関係を認識し、観光会社として自らが持つ影響力を駆使して、子どもの人権と尊厳の虐待を防止することに尽力します。

ホテルはしばしばそのような犯罪の場となっています。そのため貴ホテルに対し、この（子ども虐待）反対キャンペーンを支援するよう強く要請します。常に注意を怠らず、簡単な方策を取る事で、貴ホテルとその名誉を守ることが可能です。

Thomson Holidays 代表者氏名（大文字活字体）：
（役職）

ホテル名（活字体）：

ホテル代表者氏名（大文字活字体）：

日付

（イギリス TUI Thomson 『報告書』 2002 年）

4. カタログ、ポスター、パンフレット、航空券、航空機内映像、荷物タグ、ホームページなどを使った旅行者への情報提供

4.1 TUI Nordic のポスター（オリジナル英語版 34 ページ参照）



(翻訳)

「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範」 その実施をサポートします

「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範」は1998年4月から6月にかけて、世界観光機関と ECPAT スウェーデンとの協力により作成されました。

本事業は、世界のより多くの関係パートナーがこの「行動倫理規範」を採用・実施することを目的としています。

「行動倫理規範」は、旅行・観光業における子どもの性搾取を根本的に無くすという点で大きな影響力を持つでしょう

「行動倫理規範」は「世界人権宣言」と「子どもの権利条約」、とくにその第34条に基づいて作成されています。

より詳しい情報はwww.thecode.orgを参照して下さい。

「行動倫理規範」の6つの基準

1. 子どもの商業的性的搾取に関する企業倫理規定・方針を確立する
2. 従業員を研修する
3. 供給業者と結ぶ契約のなかに契約両者が子どもの商業的性的搾取を拒否することを記した条項を導入する
4. 顧客に関連情報を提供する
5. 旅行目的地の関連パートナーとのネットワークをつくる
6. 年次報告を行う

4.2 Accor Hotels Asia のポスター（オリジナル英語版 35 ページ参照）

このポスターは、Accor Hotels Asia グループのホテルの受付に掲示されています。



（翻訳）

子どもは健全な環境で成長する権利を持っています

国際観光会社として Accor は、アジア地域内の当社ホテルの所在地において、人材の開発を支援してきました。これらの国々では若者へのリスクを減らすため、仕事を創出したり訓練や就職の機会を提供しています。

責任ある観光業と環境保護のための Accor の使命

- Accor 憲章を当グループのすべてのホテルが採用し、ホテルごとに環境方針を作成します。
- すべての従業員と顧客に関連情報を提供します。
- この方針に基づき、アジアにあるすべての Accor ホテルで環境査察を実施します。
- 定期的な従業員訓練を通じて環境方針を徹底し、その実施を促します。
- 環境的文化的に責任ある態度について、顧客に情報を提供します。

Accor Asia は旅行・観光業界での商業的性的搾取から子どもを保護する活動にかかわっています

Accor は以下のことを実施します

- Accor グループのホテル所在国で国内観光機関と協力して活動します。
- 子どもの商業的性的搾取の問題への意識を高めるために、アジアのホテルネットワークを利用する顧客に情報を提供します。
- 子ども買春についての各国の法律と不法行為への罰則について、旅行者に情報を提供し、教育します。
- 子ども買春を目撃した場合、どのように対処するかについて従業員への情報提供と訓練を実施します。
- 国際 ECPAT および「子どもに配慮した観光事業」の研修活動をもとに、子どもを商業的性的搾取から守るための活動に参加できるよう、1000 人の Accor 従業員の研修を行います。
- インドネシアで実施されている Accor の社会的環境的プログラム“子どものための木”をもとに、最良の実践を開発・拡大します。このプログラムは、恵まれない子どもたちの貧困削減と、健康で幸福な環境で成長する機会の創出を目的としています。
- ユニセフの青少年キャリア開発プログラムと協力し、ハイリスクの環境にいる若者の訓練を行い、ホテル関係の就職を奨励します。全 6 カ月のホテル・観光業訓練コースは、16 歳・17 歳の若者を対象に、将来の雇用を前提とした技能訓練を行います。

4.3 タイ政府観光庁のパンフレット（オリジナル英語版 36 ページ参照）

タイ政府観光庁によって観光事務所や空港に配布されるパンフレット

（訳略）



4.4 MyTravel Northern Europe のホテル・バインダーとビジターズブック

人権と ECPAT

伝統と生活様式は場所によって多様です。そのため性産業に従事している子どもや物乞いをする子ども、児童労働者などを目にするがありますが、これらの問題に目をそむけては何も変わりません。あなたの選んだ旅行業者は、ホテルのオーナーやその他のパートナーとともに「世界人権宣言」と「子どもの権利条約」にしたがって活動しています。私たちはこれらすべての犯罪に強く反対しています。

私たちはまた ECPAT を支援し、「子どもの商業的性的搾取に反対する行動倫理規範」を実施しています。そのために企業の倫理方針を設け、それにそって従業員や顧客、パートナーへの教育と情報提供を行っています。

私たちはゲストに対して、子どもまたは大人がその意思に反して何かを強要されたり 1 人の人として何らかの不自然な状況に置かれるような施設・状況に加担しないよう要請します。子どもの性的搾取は需要がないところでは減少するでしょう。そのうちにまったくなくなると期待しています。

カタログ中の本文：

子ども買春に反対します

ECPAT は、「子どもの権利条約」に基づいて子どもの商業的性的搾取を防止する活動をしている国際組織です。Ving は ECPAT と協力し、意識向上と子どもの保護に貢献しています。

観光業は世界最大の産業です。責任ある観光こそ、文化や異なる生活様式についての国際的な理解を推進し、多くの国でもっとも重要な収入源となることが出来ます。

しかしながら、貧しい現地の人と相対的に豊かな観光客が出会うところで頻繁に問題とな

るのが買春問題で、子どもの買春さえ起こっています。子ども（18歳未満）の性的搾取は世界のどこで行われようと犯罪です。もし観光目的地で子どもの性的虐待を疑うことがあれば、必ず Ving のスタッフに知らせてください。

Ving は 1999 年 3 月に ECPAT の「子ども買春に反対する行動倫理規範」を採用し、以下のことを実施しています。

1. 子どもの性的搾取に反対する倫理方針を実践する。
2. この問題について従業員を教育する。
3. 顧客にこの活動についての関連情報を提供する。
4. ホテルの契約に補足条項を書きくわえる。
5. 目的地の現地パートナーに関連情報を提供する。

詳細はwww.thecode.orgを参照してください。

(MyTravel Northern Europe 『報告書』、スウェーデン、2002 年)

MyTravel Northern Europe 傘下企業：

(スウェーデン) MyTravel, Ving, Always, Spies, Trivsel, Globetrotter

(ノルウェー) Saga Solreiser, Ving, Globetrotter

(デンマーク) Tjaereborg, Spies, MyTravel, Ving

(フィンランド) Tjaereborg

4.5 MyTravel Northern Europe のホテル・バインダーとビジターズブック（オリジナル英語版 38 ページ参照）

ドミニカ共和国のホテル・レストラン協会加盟店 ASONAHORES で使用されているポスター

子どもの商業的性的搾取に私たちがどう取り組むか

子どもおよび未成年者の性的搾取をなくすために、本ホテルは ASONAHORES とユニセフ、ECPAT および国際労働機関との間で署名を交わし、「行動倫理規範」を批准しました。

「ドミニカ共和国のホテル経営者の行動倫理規範」に関連し、私たちの従業員すべてが、国の法律・国際法の両方に違反する不正で不道德な社会的行為として、子どもと未成年者の商業的性的搾取を防止し反対する活動を公私にわたり支援しています。

ドミニカ共和国の法律 14-93 条は、未成年者の身体的・道徳的安全を侵害するすべての行為を禁じています。



4.6 コスタリカ：レンタカーおよび旅行者から提供される情報（オリジナル英語版 39 ページ参照）

- ・ レンタカー会社 Payless-Elegant が使用しているポスター
- ・ 旅行者 Costa Rica Temptations の活動推進教材ロゴ
(訳略)



4.7 イギリス TUI Thomson のデジタルズブック掲載情報

子どもの権利に配慮した観光業

あなたは子どもを性的搾取から守ることができます。

私たちの多くは、海外旅行を「休暇をとって太陽のもとでリラックスすること」と考えています。しかし残念ながら、子ども買春の機会ととらえている少数の人たちもいます。対象となる子どもはふつう 13 歳から 18 歳です。

これらの子どもの大半は自分の意思に反して行為を強要されています。これにより子どもたちの心は傷つき、性病やエイズなどの感染の危険にもさらされます。

子どもたちは海岸のバー・クラブ・レストランのほか、街頭やホテル周辺でも仕事をさせられています。

あなたにできる事

子どもの性的搾取は国際的な犯罪です（「子どもの権利条約」1989 年）。この罪をおかしたイギリス人は国内、国外を問わず、子どもの性的虐待の罪で告訴されることになります。

もし・・・

もし、だれかが青少年を性的に搾取しているのを目撃したら

もし、だれかがあなたに子どもの買春を誘ってきたら

Thomson に報告してください

報告を受けた Thomson は、すぐに適切な機関・団体にこの問題を報告します。

またイギリスに帰国したら、**Crimestoppers** に電話連絡をお願いします。電話番号は **0800 555 111** です。

Thomson は世界観光機関と協力し、「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範」を作成しました。詳細は ECPAT UK ecpatuk@antislavery.org を参照してください。

あなたが宿泊しているホテルもこの活動を支援しています。

この「行動倫理規範」は、子どもを性的搾取から守ろうと活動している世界の観光業団体が支援しています。

(TUI Thomson 『行動倫理規範 2002 年度報告書』、イギリス)

5. 旅行目的地の現地有力者への情報提供

旅行・観光会社が「行動倫理規範」の実施に効果的に貢献する方法のひとつは、現地有力者への関連情報の提供です。

‘現地有力者’とは、観光目的地で観光会社に協力する人または団体のことで、契約への署名はしていません。現地の当局代表者（権限のある当局の責任者、税関吏、現地警察、現地政府、市長など）、つねに顧客と接触を持つ人（受付スタッフ、バー・レストランのオーナーや従業員、タクシーの運転手など）、地域社会のなかで影響力を持っている人（現地 NGO の代表者やジャーナリストなど）がそれに当てはまります。さらに、労働組合員や現地の警察で働いている人も重要です。

観光目的地の有力者は、「行動倫理規範」の採用について関連情報が知らされます。観光会社は、どの現地団体が情報提供や訓練実施を担当したかを口頭または書面で旅行者に言及します。

5.1 ドミニカ共和国：サントドミンゴ空港における情報（オリジナル英語版 41 ページ参照）

この情報はドミニカ共和国サントドミンゴ空港の税関事務所に掲載されているものです。



(翻訳)

警告

子どもと未成年者を買春やポルノなどの行為に利用したり雇用したものは、ドミニカ共和国の法律によって 10 年の禁固刑と 100 万 RD ドルの罰金に処す（法律 14-94、法律 24-97）

6. 年次報告

「行動倫理規範」を採用した会社は、基準の最初の5項目について、その実施状況を毎年報告します。年次報告が最初に行われたのは2001年（2000年から2001年までの1年間について）でした。この規範に署名した旅行業者は、まず報告書の書式に下書きします（書式はwww.thecode.orgからダウンロードできます）。2003年にはインターネットでの報告書提出ができるようになる予定です。

報告の主な目的は、「行動倫理規範」（コードプロジェクトの6つの基準）に基づく現在の活動の情報を共有し、観光産業の他の企業への意欲の触発を促すためです。さらに旅行業者が「行動倫理規範」の実施上の問題点と結果を報告することで、運営委員会が社会的に責任ある観光業の発展の実践的側面について、訓練やノウハウを継続的に改善する手助けとなることです。

運営委員会に（世界観光機関事務局やECPAT国内グループを通じて）提出された報告書は、提出元である会社の同意のうえ公表されています。

詳細については下記までお問い合わせください。

Code of Conduct 事務局	www.thecode.org
Camelia Tepelus	ecpatsecretariat@world-tourism.org
c/o ECPAT USA,	電話：+1 718 935 9192
157 Montague Street,	Fax：+1 718 935 9173
Brooklyn NY 11201, USA	

国際 ECPAT 旅行コーディネーター	www.ecpat.net
Luc Ferran	lucf@ecpat.net
国際 ECPAT	電話：(66 2) 215 3388 Ext. 110
328 phaya thai Road	Fax：(66 2) 215 8272
Bangkok 10400, Thailand	

V. 付表

1. 参加企業

国名		ツアー・オペレーター/旅行会社/団体
1. オーストリア	1	OVT: Osterreichischer Verein fur Touristik
	2	ORV: Osterreichischer Reiseburoverband
	3	Jumbo Touristik
2. ブラジル	4	Freeway Adventures
	5	ACOPROT: Asociacion Costarricense de Profesionales en Turismo
	6	ACOT: Asociacion Costarricense de Tour Operadores de Turismo
3. コスタリカ	7	Costa Rica's Temptations
	8	AlletidersResor, Apollo(Kuoni)
	9	TEMA Resor
4. デンマーク	10	TUI StarTour
	11	MyTravel Nordic(Ving, Spies, Tjareborg)
	12	ASONAHORES: National Association of Hotels and Restaurants
5. ドミニカ共和国	13	TUI- Finnmatkat
	14	TEMA Resor – Finland
	15	Aurinkomatkat
6. フィンランド	16	MyTravel Nordic, Tjareborg
	17	DRV
	18	Assoviaggi: Associazione Italiana Agenzie di Viaggi e Turismo
7. ドイツ	19	ASSOTRAVEL: Associazione Nazionale delle Agenzie di Viaggio aderente a Confindustria
	20	ASTOI: Associazione Tour Operator Italiani
	21	Interline International Club
8. イタリア	22	Adiconsum: Associazione di Consumatori(CISL)
	23	FILCAM CGIL: Federazione Italiana Lavoratori Commercio Turismo e Servizi, Confederazione Generale Italiana del Lavoro
	24	UILTuCS: Unione Italiana Vaoratori del Turismo, Commercio e Servizi
9. オランダ	25	FIASASCAT-CISL: Confederazione Italiana Sindacati Lavoratori
	26	FIAVET: Federazione Italiana Agenzie di Viaggi e Turismo
	27	PATA Italy Chapter
10. ノルウェー	28	SIGMA
	29	'Visit USA' Association Italia
	30	Virgin Express
11. パキスタン	31	Viaggi del Ventaglio
	32	KEL 12
	33	TUI Netherlands
12. スウェーデン	34	OAD Reizen
	35	TUI Nordic: TUI Fritidsresor Norway, StarTour Norway, TEMA
	36	APOLLO(Kuoni Group)
13. シリア	37	MyTravel Northern Europe: SagaSolreiser, Ving, Globetrotter
	38	Travel Walji's Ltd
	39	MyTravel Northern Europe: Always, Spies, Ving, Trivsel, Globetrotter, Saga Solreiser
14. タイ	40	APOLLO(Kuoni Group)
	41	TUI Nordic:TUI Fritidsresor, TUI StarTour, TEMA resor
	42	Resfeber (a Travelocity company)
15. イギリス	43	Cham Palaces & Hotels
	44	Ko Lanta
	45	Accor Hotels Asia
16. アメリカ	46	Sanctuary Resorts
	47	TUI-Thomson
	48	Royal Regency International Hotel
国際組織	49	Ela Brasil
	50	Flamingo Travel
		Tour Operators Initiative for Sustainable Development (UNEP. UNESCO. WTO)

(2004年3月現在)

2. 用語の定義

子ども(Child)

「子どもの権利条約」によると、子どもとは、18歳未満のすべての者を指します。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除きます（子どもの権利条約(1998年)第2条）。

性交渉のための最低年齢(Age for sexual relations)

各国の法律で定められている、性交渉を持つ権利のある最低年齢を指します。国により12歳から18歳までさまざまです。（子どもの権利条約実施ハンドブック）

子どもの商業的性的搾取(Commercial sexual exploitation of children)

この用語は、子どもを商業的目的のために性的に虐待するすべての行為（買春・ポルノ・人身売買など）について使われます。この用語が使われる場合、子どもは性的・商業的な対象と考えられます（ECPAT『情報冊子』1996年）。

子ども買春(Child prostitution)

“現金またはその他一般的に支払われる見返りと交換に行われる子どもの性的搾取のことで、斡旋業者に仲介されるものとは限りません”（ECPAT『情報冊子』1996年）。

子どもポルノ(Child pornography)

ビデオテープまたは写真などによって行われる子どもの性的侵害のことを指します（宣言および行動計画 Popular Version、1996年）。

人身売買(Trafficking)

誘拐やその他不法な手段により、子どもを売春宿など性的搾取を目的に売ることを意味します。

子ども買春観光(Child sex tourism)

子ども買春観光とは、自国から海外に旅行する個人が、子どもの性的搾取を目的として、しばしば途上国などにおいて子どもを商業的性的に搾取することです。（ECPAT『情報冊子』1996年）

抜き打ち検査(Spot checks)

「行動倫理規範」の基準を旅行業者が満たしているかどうかを監視することを目的とし、独立した監査委員会が観光目的地において、あらかじめ通知せずに実施する検査のこと。

3. 参考文献

Declaration and Agenda for Action adopted during the First World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, Stockholm, 27-31 August 1996

ECPAT International. (2002). Combating Child Sex Tourism. Lessons Learned. "Guideline & Case Studies to Support Actions". ECPAT International, Bangkok

ECPAT International. Code of Conduct for the Protection of Children from Sexual Exploitation in Travel and Tourism (2003). Protect Children from Sexual Exploitation in Tourism. CD-ROM

IATA. (1996). Final Resolution Condemning Commercial Sexual Exploitation of Children

IFJ. (2002) Putting Children in the Right. Guidelines for Journalists and Media Professionals

IH&RA. (1996). Resolution against the Sexual Exploitation of Children.

UFTAA. (1994). Child and Travel Agent's Charter

World Tourism Organization. (2001). Protection of Children from Sexual Exploitation in Tourism. Tourism Training Module for Future Tourism Professionals. WTO, Madrid

World Tourism Organization. (2001). Protection of Children from Sexual Exploitation in Tourism. Youth Module. WTO, Madrid

World Tourism Organization. (2001). Guidelines for National Tourism Administration (NTA) Focal Points for the Protection of Children from Sexual Exploitation in Tourism. WTO, Madrid

World Tourism Organization. (2001). The Incidence of Sexual Exploitation of Children in Tourism. WTO, Madrid

Yokohama Global Commitment 2001, adopted during the Second World Congress on Commercial Sexual Exploitation of Children, Yokohama, 17-20 December 2001

インターネット

www.ecpat.net

www.thecode.org

www.world-tourism.org

www.child-hood.org

VI. 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

平成十一年五月二十六日法律第五十二号
最終改正：平成一六年六月一八日法律第一〇六号

(目的)

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

(適用上の注意)

第三条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(児童買春)

第四条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(児童買春周旋)

第五条 児童買春の周旋をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

(児童買春勧誘)

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

(児童ポルノ提供等)

第七条 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

3 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第一項と同様とする。

4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

6 第四項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

(児童買春等目的の人身売買等)

第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(児童の年齢の知情)

第九条 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、第五条から前条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

(国民の国外犯)

第十条 第四条から第六条まで、第七条第一項から第五項まで並びに第八条第一項及び第三項（同条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

(両罰規定)

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条から第七条までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(捜査及び公判における配慮等)

第十二条 第四条から第八条までの罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、児童の人権、特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるものとする。

(記事等の掲載等の禁止)

第十三条 第四条から第八条までの罪に係る事件に係る児童については、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような記事若しくは写真又は放送番組を、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない。

(教育、啓発及び調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの提供等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、これらの行為を未然に防止することができるよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの提供等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第十五条 関係行政機関は、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保って成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。

2 関係行政機関は、前項の措置を講ずる場合において、同項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童について専門的知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、これらの児童の保護に関する調査研究の推進、これらの児童の保護を行う者の資質の向上、これらの児童が緊急に保護を必要とする場合における関係機関の連携協力体制の強化、これらの児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体制の整備に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第十七条 国は、第四条から第八条までの罪に係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(条例との関係)

第二条 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(検討)

第六条 児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、この法律の施行の日又は犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(検討)

第二条 児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置)

第三条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)別表第五十九号の規定の適用については、同号中「第七条(児童ポルノ頒布等)」とあるのは、「第七条第四項(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等)、第五項(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等の目的による製造等)若しくは第六項(児童ポルノの不特定又は多数の者に対する提供等の目的による外国への輸入等)」とする。

以上